

## 高等学校生徒遠距離通学費等補助制度の概要

事 項	内 容																					
1 補助の目的	○ 道立高校の募集停止に伴い、遠距離通学等となる場合において、通学費や下宿費（間借代を含む）にかかる経済的負担を軽減し、生徒の修学機会の確保に努める																					
2 補助要件	<p>○ 中学校等卒業時に募集停止校所在市町村に居住し、かつ、その市町村に所在する中学校等を卒業して、通学区域内の他の高校へ修学した生徒の保護者等</p> <p style="text-align: center;">世帯人員別基準額 (千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 12.5%;">2人</th> <th style="width: 12.5%;">3人</th> <th style="width: 12.5%;">4人</th> <th style="width: 12.5%;">5人</th> <th style="width: 12.5%;">6人</th> <th style="width: 12.5%;">7人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額</td> <td style="text-align: center;">5,584</td> <td style="text-align: center;">6,020</td> <td style="text-align: center;">6,296</td> <td style="text-align: center;">6,560</td> <td style="text-align: center;">6,759</td> <td style="text-align: center;">所得換算額から別途積算</td> </tr> <tr> <td>上記収入基準額の所得換算額</td> <td style="text-align: center;">3,923</td> <td style="text-align: center;">4,273</td> <td style="text-align: center;">4,493</td> <td style="text-align: center;">4,703</td> <td style="text-align: center;">4,883</td> <td style="text-align: center;">1人増す毎に160千円を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収入額または所得額が、上記のいずれかの基準額未満の世帯</p>		2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	収入基準額	5,584	6,020	6,296	6,560	6,759	所得換算額から別途積算	上記収入基準額の所得換算額	3,923	4,273	4,493	4,703	4,883	1人増す毎に160千円を加算
	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上																
収入基準額	5,584	6,020	6,296	6,560	6,759	所得換算額から別途積算																
上記収入基準額の所得換算額	3,923	4,273	4,493	4,703	4,883	1人増す毎に160千円を加算																
3 補助額の算定	<p>(1)通学費 (1か月あたり)</p> <p>○ 月額実費負担額に対し10,000円を超えた額を補助</p> <p>① 実際に保護者が負担した定期券購入額をもとに補助額を算定 ただし、上記の額が次により算定した額を超える場合は、その額を上限</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <p>・ 同一通学区域内で1学年4学級以上の高校が所在する最も近隣の市町内の高校までの通学費から10,000円を控除した額</p> </div> <p>② 職業学科校の募集停止の場合は上記のほか、近隣の同一学科の高校までの通学費から10,000円を控除した額</p> <p>(2)下宿費 (1か月あたり)</p> <p>○ 月額実費負担額（部屋代）に対し10,000円を超えた額を補助（25,000円を上限）</p> <p>① 部屋代の額が明確でない場合の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下宿の場合 → 総支払い額の100分の40を部屋代相当額とする</li> <li>・ 間借りで支払額に電気・水道等の料金が含まれている場合 → 総支払い額の100分の90を部屋代相当額とする</li> </ul> <p>② 生活保護受給者については月額実費負担額(部屋代)を補助額とし35,000円を上限</p> <p>③ 学校設置者が運営する寮や寄宿舎の入寮者も下宿費の対象</p> <p>(3)その他</p> <p>○ 市町村等が独自に実施している通学費等補助金を受給している場合は、道補助金と市町村等補助金の合計額が実費負担額を超えないよう調整</p> <p>○ 長期欠席等で定期券の有効期間内に全日欠席した場合及び最終学年の3月など、通学実態が無い月分については通学費分は支給しない</p>																					
4 補助期間	○ 募集停止後5年間 (募集停止となった前年度に中学生であった者が高校を卒業するまで補助)																					
5 提出書類及び提出期限、支給時期	<p>○ 交付申請書 「原則として7月末まで」</p> <p>○ 概算払申請書 「補助金の交付決定後、希望する時期に」 → 実績確認を行い、申請月分を申請があった翌月末日までに支給（2月分まで）</p> <p>○ 実績報告書 「翌年4月5日まで」 → 未支給分を翌年4月に支給</p>																					
6 事後の確認行為等	○ 交付申請時、概算払申請時、実績報告書提出の際に、各月にかかる購入済定期券の写し等により実費支払額を確認																					
7 事務処理等	<p>○ 公立高校生徒 → 書類は学校長を経由し、所管教育局において支出処理</p> <p>○ 私立高校生徒 → 書類は学校長、総務部教育・法人局学事課を経由し、教育庁において支出処理</p>																					
8 その他	○ 新たに課題等が生じた場合は検討のうえ必要に応じて見直しを行う																					